

平成29年決算審査特別委員会会議録（第4日目）

平成29年11月10日（金曜日）

午前10時00分開議

午前11時45分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

平成28年度一般会計歳出（8土木費～14予備費）

平成28年度各特別会計

平成28年度各企業会計

平成28年度決算全般

採決

認定第1号 平成28年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成28年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成28年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第9号 平成28年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（17名）

委員長	井上久嗣君	副委員長	喜多武彦君
委員	大西陽君	委員	岡崎治夫君
委員	粥川章君	委員	国忠崇史君
委員	斉藤昇君	委員	十河剛志君
委員	谷守君	委員	谷口隆徳君
委員	丹正臣君	委員	出合孝司君
委員	遠山昭二君	委員	松ヶ平哲幸君
委員	村上緑一君	委員	山居忠彰君

委員 渡辺英次君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長	中舘佳嗣君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院事務局長	加藤浩美君
建設水道部技監	工藤博文君	財政課長	丸徹也君
商工労働観光課長	徳竹貴之君	市立病院経営管理課長	池田亨君
土木管理課主幹	中井康寛君	市立病院経営管理課主幹	阿部也寸志君
商工労働観光課主査	佐藤政臣君	土木管理課主査	鈴村章君

教育委員会教育長	中峰寿彰君	教育委員会生涯学習部長	村上正俊君
教育委員会生涯学習部次長	鴻野弘志君	教育委員会スポーツ課長	坂本英樹君
教育委員会学校教育課主幹	佐々木芳子君	教育委員会学校教育課主査	伊藤勉君

農業委員会会長	松川英一君	農業委員会農事務局長	武田泰和君
---------	-------	------------	-------

監査委員	吉田博行君	監査委員事務局長	穴田義文君
------	-------	----------	-------

事務局出席者

議会事務局長	浅利知充君	議会事務局総務課長	岡崎浩章君
--------	-------	-----------	-------

議 会 事 務 局
總 務 課 主 幹 前 畑 美 香 君

議 会 事 務 局
總 務 課 主 事 駒 井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○委員長(井上久嗣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

○委員長(井上久嗣君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長(井上久嗣君) それでは、昨日に引き続き、一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

第8款土木費の質疑を行います

第1項土木管理費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第2項道路橋梁費について御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員(渡辺英次君) おはようございます。

私のほうから、土木費の中の成果報告書でいいますと63ページになりますが、橋梁整備事業ということで、その中の士別市管内橋梁点検業務ということで、決算額でいいますと6,046万9,000円ということで報告がされておりますが、まず、この橋梁点検につきまして何点かお伺いしたいと思います。

この橋梁の点検方法と、その区分が4つの区分に分かれているということで示されておりますが、その判断基準も含めてお伺いいたします。

○委員長(井上久嗣君) 鈴木土木管理課主査。

○土木管理課主査(鈴木 章君) お答えいたします。

橋梁点検の点検方法と区分の判定基準についてですが、まず点検方法につきましては、従来、遠方目視点検を行っておりましたが、平成24年に起きました中央自動車道笹子トンネルの事故以降、制度が変わりまして、肉眼により部材の状況を把握することと、必要に応じて触診や打音検査等を行う必要があることから、近接目視点検を実施しております。

続きまして、区分の判定基準についてであります。北海道市町村橋梁点検マニュアルに基づきまして、損傷状況、部材の重要度、損傷の進行状況、これらを総合的に判断いたしまして、1から4の4段階に区分しております。判定区分1につきましては健全、2につきましては予防保全段階、3につきましては早期措置段階、4につきましては緊急措置段階となっております。

以上です。

○委員長(井上久嗣君) 渡辺委員。

○委員(渡辺英次君) ありがとうございます。

この点検業務につきましては、28年度から3カ年にまたがって、士別市における全橋梁を点検するというようになっていくようですけれども、まずこの初年度でありました28年度、点検

した数、そしてただいま説明いただきましたその判定結果、区分ごとのそれぞれの数をお示し
いただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 中井土木管理課主幹。

○土木管理課主幹（中井康寛君） お答えいたします。

平成28年度に点検いたしました橋梁数は全部で159橋であります。判定区分1の橋梁が30橋、
判定区分2の橋梁が106橋、判定区分3の橋梁が23橋、判定区分4の橋梁はございませんでし
た。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

それでは、今後の点検した後の補修に関してもお伺いしたいんですが、先ほど御答弁いた
だきましたその判定区分ということで、1つ目の健全という状態、そして2つ目の予防保全段階、
3つ目は早期措置段階、そして4つ目はないということでしたが、緊急措置段階ということで、
今回、ただいまの御答弁では、早期措置段階23あるということで、この状態を見ますと、道
路橋の機能に支障が生じる可能性がある。それで早期に措置を講ずるべき状態ということで、
優先的にはきつとこの3の状態のものから今後補修工事等に入っていきと思うんですが、先ほ
どの63ページの項目を見ますと、強度の点検業務の2つ上に、於鬼頭橋の撤去工事というこ
とで9,000万円ほどの工事が記載されております。これはたしか災害によって使えなくなった
ということで、最終的に撤去に至った経緯があると思うんです。そういった意味で、例えば現段
階で、この早期措置段階ということで、現状では使えるんだけれども、場合によっては、もし
被災したら、同じように支障が生じる可能性もあると思うんですけれども、そういった場合の
今後の補修であるとか、仮に今回みたいに撤去になる場合もあると思うんですけれども、その
辺の考え方と、それと今回の於鬼頭橋もそうですけれども、当然、利用される市民の方もいら
っしゃいますし、地域の方もいると思うので、その辺の方と情報の共有とか理解とか、その辺
を今後どのような考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 中井主幹。

○土木管理課主幹（中井康寛君） お答えいたします。

今後の補修工事については、平成25年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、
これまで行った近接目視点検結果や、国の予算配当等を踏まえ、計画の見直しを行いながら修
繕工事を行う予定としております。

○委員長（井上久嗣君） 工藤建設水道部技監。

○建設水道部技監（工藤博文君） 私から、災害があった場合ということでお答えをいたします。

28年度に撤去いたしました於鬼頭橋のときもそのような対応をしたのですが、基本的に、被
災をした橋について、まずは現場の点検、これを行います。その後、その橋を中心として、例
えばその橋を廃橋にした場合、どういう影響があるかということ进行调查をいたします。大きく

分けて5つあるかと思えます。

まず、地域の生活用道路としてどのような利用状況になっているか。それと、地域間の連絡用道路としての利用状況はどうか。あとは、お住まいの方がその地域にいらっしゃるのかどうか。または、耕作地などがその沿線にあるなど、土地利用の状況がどうか。また、道路橋梁を廃止することによって、道路の連続性が維持できるのかどうか。これは、例えば廃橋にして、そこが通れなくなった場合、迂回路が近くにあるかどうか、またその迂回路の位置、それと、これまで利用してきた方がその迂回路を介して通行する場合、その距離はどうか。これらを調査してまいります。その調査の中では、もちろん関係する方とお話しをしながら、事情を聞きながらということでありまして、例えばそれが廃橋の方向性が出そうだということになりますと、近隣の自治会の方、また、住民の方、耕作地がある場合は耕作されている方、関係者全員の方と協議をすることになると考えております。

その中で、廃橋についての理解を得られたとした場合については、橋梁の長寿命化計画の見直しをしまして、撤去に向かうということになっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

現在、本市には361の橋があるということで、先ほど御説明いただきましたその長寿命化計画の中でもコストダウンを図りながら維持をするということですが、場合によっては今後、いろんな意味で、除雪の距離の問題もありますし、全ての橋梁が今後ずっと継続していくかという課題もあると思いますので、そういったことも含めながらこの計画に反映していただきたいと思えます。

終わります。

○委員長（井上久嗣君） 第3項河川費から第9款消防費までは通告がございませんでしたので、次に移ります。

第10款教育費の質疑に入ります。

第1項教育総務費について御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 次に、教育費の中から、成果報告書でいいますと67ページの事業名でいうと全道・全国大会参加奨励事業として、その後は79ページ、保健体育費になるのですが、各種全国大会派遣奨励金のところ。同じく、保健体育費になりますけれども、児童・生徒大会参加交通費助成事業ということで、3つの事業をまたがるんですけれども、質問の趣旨に関連がございますので、教育総務費のほうで質問をさせていただきたいと思えます。

まず、ただいまお話しさせていただきました3事業もしくはこれに基づいた要綱、この違いというか、その事業の概要を話してもらうことがきっとわかりやすいと思うので、それぞれの事業の概要を御説明をお願いします。

○委員長（井上久嗣君） 伊藤学校教育課主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

私から、全道・全国大会参加奨励事業について御説明させていただきます。

本事業は、中学生の生徒が学校教育の一環として実施をされる全国、北海道地区及び管内の大会などに出場する際の費用の一部を補助するものです。対象者は参加する生徒とその引率者になります。対象とする経費ですけれども、大会等の期間に要する交通費、宿泊料などに対して経費の2分の1、または3分の1を補助するといった概要です。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 坂本スポーツ課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） 私から、文化スポーツ大会等奨励事業、また児童・生徒大会参加交通費助成事業について説明させていただきます。

まず、文化スポーツ大会奨励事業につきましては、平成17年9月1日施行の士別市文化・スポーツ大会等参加奨励要綱に基づくものでございます。趣旨は、市民の文化・スポーツ活動を推進するために、国際大会及び全国大会に出場する市民に対し、参加奨励費を交付しているところでございます。

交付基準は、国外での国際大会で個人種目に出場した場合、1人5万円。団体種目の場合は1人1万5,000円。次に、国内で開かれる国際大会の個人種目に出場した場合は1人1万5,000円。団体種目の場合は1人1万円。全国大会の個人種目に出場した場合は1人1万円。団体種目は1人5,000円となっております。ただし、各項目における団体種目は10人を限度としているところでございます。交付対象につきましてはですけれども、市に住所を有する社会人、また市内の小学校、中学校、高等学校に在学する者としております。ただし、対象外としまして、中学校の場合においては中学校体育連盟、いわゆる中体連及び中学校文化連盟、いわゆる中文連が主催する大会の出場の場合、また高等学校におきましては、市に住所を有し、市外の高等に通学する者を対象外としているところでございます。

続きまして、児童・生徒大会参加交通費助成事業の概要であります。

こちらは、平成26年4月1日施行の士別市児童生徒大会参加交通費助成規則に基づくものでございまして、趣旨は、市内小・中学生のスポーツ文化活動の推進と、道内の各種大会等に出場する子供たちの安全・安心な交通手段の確保として、市が指定する業者の輸送車両の運賃の一部を助成するものでございます。

助成額は、バスの場合、運賃の3分の2、ジャンボタクシーの場合は運賃の7分の6、タクシーの場合は運賃の10分の9となっております。助成対象につきましてはですけれども、1つは、一般社団法人士別市体育協会加盟団体、また朝日町体育協会加盟団体、士別市文化協会加盟団体、市内中学校部活動部活団体、最後になりますけれども、スポーツ及び芸術文化活動団体等を対象としている事業でございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 質問の仕方が余り上手ではないので、3つの事業を確認しているので、ちょっとお聞きの方はわかりづらいかもしれませんが、簡単に言いますと、中学校生徒の対外行事の参加奨励については中体連と、中文連主催のものが該当ということになっております。それと、児童・生徒の大会参加の関係は、いわゆる小学校の活動も含めて小学校、中学校、それらが該当する。それと、文化・スポーツ大会の奨励に関しては、高校、一般の社会人も含めてということになるかと思うんですけども、ただ、国際大会か、もしくはいわゆる全国大会に限定されるという形かなと思います。

それで、この3つの事業のまず28年度のみで結構ですが、それぞれの実績をお伺いしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えします。

全道・全国大会参加奨励事業ですけれども、28年度実績、中学校5校中、4校に対して補助を実施しております。野球ですとか卓球、陸上、スキー、吹奏楽コンクールといった大会などに対して補助をしております。管内大会が9件、全道大会が12件、全国大会が5件、年度間で26件、決算額としましては243万4,800円という実績になっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） 私のほうから、文化・スポーツ大会奨励事業と、児童・生徒大会交通費助成の実績についてお答えさせていただきます。

まず、文化・スポーツ大会等奨励事業の文化のほうでございましてけれども、28年度予算額は10万円に対しまして決算額1万円、不用額9万円という形になっております。利用実績は、全国大会の団体種目に出場された団体に1件交付してございまして、人数については2名の交付となっております。スポーツ分野におきましては、予算額50万円に対しまして決算額36万5,000円、不用額13万5,000円となっております。交付実績でございまして、国外での国際大会で個人種目に出場された1件、並びに1名の方に交付をございまして、ほかには、全国大会の個人種目の出場の8件、人数にしましては20名。また団体種目におきましては4件の23名、全て合わせまして13件の44名に交付をしている実績となっております。

もう一つ、児童・生徒大会参加交通費助成の実績についても答弁させていただきます。

こちらは予算額306万3,000円、決算額236万2,000円に対しまして不用額70万1,000円となっております。助成実績は、車両が、まずバスの場合ですけれども、実績49件、ジャンボタクシーは6件、タクシーの実績はございませんでした。合わせまして55件の実績となっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

それで、以前もこの本議場で少し発言させていただいた経過もあるんですが、この3つの事

業を見ますと、小中学生に関しては交通費の助成があるという部分と、中学生に関しては、中体連と中文運に関しては全道管内以降の経費の部分もありますけれども、高校生という部分でいいますと、今の本事業3つでいうと、該当するのがこの文化・スポーツ大会参加奨励ということで、いわゆる全国大会もしくは国際大会に出たときのみ該当するというので、その他の部分で、地元の高校生に対する補助というか、奨励も含めてですけれども、ないという状況なのかなと思います。

それで、以前もお話しさせていただいたんですけれども、本市には市立の東高校もございますし、また道立ではありますけれども、翔雲高校もあるということで、地元の子供たちがいろいろスポーツ、文化ともに中学校まで頑張ってきて、そして高校でも地元で頑張っていくという中で、特に高校に関しては、そういった市からの補助的なものが少ないということもありまして、例えば、各部活動の後援会の方も含めて、もちろん後援会になればそうですけれども、例えば全国大会に行くときは、企業や個人宅に寄附を回って資金を集めるというのが今、現状となっております。そういった意味で、その辺に関しては何も否定するものはないんですけれども、それに対して、行政側で何かできることはないのかなという部分で、今後の考え方なんですけれども、この3事業のうち何かを適用させるのか、もしくは別な部分でその高校生が、例えばいわゆる高体連であるとか、そういった全国大会につながるときに行政として何か応援できないのかという部分で、今後、どのようにお考えか、現段階で構いませんので、答弁いただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 鴻野生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

私のほうからは、今、委員おっしゃいました3つのうちの1つ、全道・全国大会参加奨励事業、いわゆる中学生の中体連、中文連の関係でございます。

この事業につきましては、最初の概要でも申し上げましたが、目的としましては、中学生の学校教育の一環、これは義務教育の一環ということでございまして、その中での部活動の奨励ということでございますから、今、現段階では、これは義務教育の支援ということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

私のほうからは、児童・生徒大会参加交通費助成に対する拡大という視点で答弁させていただきたいと思います。

まず、現在の士別市翔雲高校の部活動の現状に若干触れていきたいと思いますが、現在、士別市翔雲高校の部活動はスポーツ系が15、文科系が8、計23団体の部活動が活動しており、在校生の約9割以上が何かしらの部活に加入しながら数多くの全道・全国大会に出場しております。今年も陸上競技部やウエイトリフティング部、また新聞局が全国大会出場を獲得し

ているところでもあります。今後においても、数多くの子供たちが勉学に励まれ、また部活動においては大きな舞台上で活躍することを強く期待しているところでございます。

また、各大会に伴う経費についてであります。現在、翔雲高校では、高体連、高文連、国民体育大会の支部、全道・全国大会に出場する場合、在校生の保護者が負担する体育文化後援会費や、生徒会費で大会派遣費が賄われておりまして、学校で定める派遣規程を超える経費ですとか、派遣対象とならない大会の出場の場合は、個人負担となるケースが大半だと聞いております。

一方、先ほど委員のほうからも触れていただきましたけれども、本市としましては、文化スポーツ大会奨励費として、高校生に対しても全国大会以上の場合については個人種目に対しては1万円以上、団体種目には5,000円以上の交付をしているところでございます。

委員からの高校生の拡大の考えはというところでありますけれども、上川管内の道立高校が設置されております自治体に確認を行ったところであります。幾つかの自治体で高校部活動への助成の実態が見受けられました。本市の児童・生徒に対する助成内容と異なる部分もありましたことから、今後、翔雲高校の現状もしっかりと確認しながら、更なる調査を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） 高校生ということで、今の道立高校のほうに関してお話し申し上げましたが、市立の東高校についてでございますが、これは独自に支援を行っておりまして、対外活動奨励補助事業ということで、内容といたしましては高体連、定体連、高野連等、高校生の参加をする大会、あるいは行事、これらに参加する場合に補助をするというような規定で支援をしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

以前もやはり翔雲高校に関しては道で設置しているということもございまして、なかなか難しい課題もあるんじゃないかというお話をいただいた経緯ももちろん承知で、今回、また改めて質問させていただいているんですけども、東高校は市立ということで、士別市が設置しているということで、そういう補助規定もあるよという御答弁いただきました。市立の東高校にしても、道立の翔雲高校にしても、今後の士別市を考えたときに必要不可欠な学校であるのは間違いないという考えを持っていますので、できる限りの、もちろん費用的にも相当額がかかるのだったらまた課題もあると思うんですけども、こういった限定される場合はそんなにも費用的にも負担にならない部分も出ると思いますので、その辺ぜひ、また改めて調査させていただいて、士別の子供たちが少しでも多く、士別に残れるような行政側の支援をお願いして質問を終わります。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 私のほうは、スクールバスに関連してお聞きをしたいと思います。

まず最初に、28年の段階で、スクールバス、スクールハイヤーも両方ありますけれども、これに関する実績、その経緯の内容について説明を伺いたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えします。

議場に配付させていただきました資料をごらんいただきたいと思います。

資料の左上に①番とありますスクールバス、ハイヤーに関する契約について御説明をいたします。

児童生徒の通学に関しての委託契約、こちらに記載の5つございます。バス、ハイヤーで児童生徒の送迎を行っているものです。左側に番号がありますけれども、まず1番目については士別西小学校の北町、学田、南士別町の児童を送迎するものです。次、2番目につきましては、士別西小学校の西士別町の児童送迎と、温根別小学校の下校時の対応に使っているものです。3番目につきましては、閉校いたしました旧中多寄小学校の校区にお住いのお子さんたちを多寄小学校に送迎をする契約のものです。4番目につきましては、同じく閉校しました旧下士別小学校の校区から士別小学校への送迎に使っているものになります。最後、5番目ですけれども、こちら閉校いたしました旧温根別中学校の校区から士別中学校へ生徒を送迎するバスとなっております。いずれも市内事業所を契約先としており、日額あるいは1回当たりの運行単価を用いて契約をしているものです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） この資料に沿って、改めてお伺いをいたしますけれども、1番目の西小学校児童スクールバス運転業務、ここだけ日額になっているのですが、あとは単価なのですか、この日額と単価の違い、教えていただきたいんですけれども。

○委員長（井上久嗣君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えします。

1番目の西小学校のスクールバスのみ日額ということですが、この契約につきましては、運行に使っているスクールバスですけれども、市が所有しているバスを使つての運行になります。このバスの運転の業務を委託するというもので、1日当たりの料金で契約をしています。そのほかの契約につきましては、委託先の事業所が所有する車両を用いての送迎ということで、車種などによる単価を設定した契約をしているところです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 1番目だけは市が所有しているバスということなんですけれども、どんなバス、まだあったんですね。市が所有しているバス。これによると契約先、士別軌道さんな

ので、全部、車両丸ごと点検も含めて、そういう形でやられているのか、市の所有しているバスの、形態も含めてお願いいたします。

○委員長（井上久嗣君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） このバスにつきましては、平成19年にトヨタ自動車株式会社から寄贈を受けたマイクロバスを使って運行しております。29人の乗車になりまして、平成8年に登録された車両です。これも委託先の業者のほうに貸与しまして児童の送迎に使っているという内容です。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 平成8年車と言われたんですけども、もう21年ぐらいたっているんですけども、耐用年数はどうに過ぎているんですけども、ニュースの中でバスの火災というのがここ立て続けに何か起こっているような気もするんです。そういう古いバスで、しかも子供たちが乗るスクールバスとして利用するには、安全性を含めて問題ないんですか。どういう形でその車両の安全性を確保しているのか、伺いたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 佐々木学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（佐々木芳子君） お答えします。

スクールバスとしての安全性については、委託業者による日常の車両点検を行うほか、定期点検を受け、必要に応じて修理を行っており、車両の安全性に問題はないと考えております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 点検しているから問題がないということなんだけれども、それでも火災は起きているんですよ。ですから、車検をとっているから安全だということではなくて、いつまで持たすなんですよ。ずっと車検をとったら通るんでしょうけれども、子供たちだけが乗っているバスの車体としては、車検が通るからいいという考えではなくて、安全性を含めてしっかり、更新するならするという部分も含めてやっていただきたいと思います。

もう一つ、この表の中で決算ですので、ある程度お聞きしますけれども、予算と決算額の差で、3番目と4番目、3番目は予算に対して決算が56万円ぐらい落ちています。4番目が360万円ですから70万円ぐらい落ちているんですけども、スクールバスの関係で、どうしてこんなに金額が落ちるのかなと思うんですけども、この内容について説明をお願いいたします。

○委員長（井上久嗣君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

3番目の契約、多寄小学校の旧中多寄小学校の児童生徒の運行に関するものですが、この運行の形態ですが、登校時に運行車両を1つと、それから下校時に、低学年、それから高学年ということで2つの区分に分けた、時間帯によって下校する時間帯が変わりますので、そうしたことに対応するように、下校は2本ということで運行の契約を行っているところ

です。

ただ、年間、学校登校を要する日がおおよそ210日程度あるんですけれども、そのうち学校の下校の時間帯が、低学年と高学年と一緒に帰れる時間の日というものも年間多数ございます。また、当初予定しているお子さんが何かの理由でお休みになったりということもありまして、その運行本数が1日登校時に1本、下校時2本の1日3本というものが2本になったりということもございます。そうしたことで運行の回数が減って、委員お話のありました不用額が生じているというものが主な理由になります。

4番目の下士別小学校の部分につきましても、こちらも登校時に1本、下校時2本ということで運行しております。こちらも同じような理由で本数が減ることがございまして、不用額が生じている大きな理由となっているところです。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） そのスクールバス、ハイヤーに関連しているんですけれども、教育委員会で遠距離通学費の支給も行っています。主要成果では66ページになるんですけれども、この遠距離通学費の支給内容についても説明いただきたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

先ほどお話ししました、お手元にお配りしている資料の下のほうになります②番の保護者の皆様へと記載をしている部分をごらんいただきたいと思います。

こちらは、毎年、保護者に対してお配りをしております遠距離通学の支給内容についてのお知らせの中の一部を抜粋しているものになります。小学校、中学校ごとに通学距離に応じて補助の期間を定めております。片道の通学距離が、小学生が4キロメートル、中学生が6キロメートル以上あるお子さんについては年間の補助をしているものです。また、片道4キロメートル以上の中学生は、その年度の4月と11月から翌年の3月まで補助をしております。また、片道2キロメートル以上の小学生と3キロメートル以上の中学生につきましても、11月から翌年3月までの補助をしているところです。これは、定期路線バスやデマンドバスをお使いの方については定期券を、自家用車を利用する場合については、その車賃の補助を行っているという内容です。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） この説明資料の中で、ちょっと伺いますけれども、最初に定期路線バス、デマンドバスと自家用車となっているんですけれども、その定期路線バスと自家用車の該当する部分というのはどこで分けられているのでしょうか。その利用者の選択するのも含めて、どういう区分をされているのか、伺いたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えいたします。

まず、デマンドバスにつきましては、武徳地区を走っているバスです。こちらのほうの補助ということで、このバスを御利用いただく方については申請をいただいて、デマンドバスを利用する定期券を交付しているというところですよ。

そのほか、遠距離の対象となる方につきましては、保護者のほうに、バスをお使いになるのか、例えばバスの時間になかなか合致しないような場合には、御家庭の事情で自家用車を使って送迎をするという申し出をいただいた場合には、車賃でその補助の金額を算定しましてお支払いするという、保護者に選択をいただけるような形で対応しているところですよ。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） これ、一つ確認なんですけれども、スクールバス、ハイヤーの該当する児童生徒は、自家用車は選択できないのですか、できるのですか。

○委員長（井上久嗣君） 伊藤主査。

○学校教育課主査（伊藤 勉君） お答えします。

この選択につきましては、基本的にはバスを御利用いただくように御協力をいただいているところなんですけれども、その御家庭によってさまざまな事情がありますので、そのバスを利用したの通学が困難な場合につきましては、自家用車で対応をしているところですよ。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 次、その補助区分になるんですけれども、冬期補助と降雪補助、距離数が違うんですけれども、冬期補助に4月が入っていて、降雪補助には4月が入っていないとなっているんですけれども、この冬期の4月が入っている、降雪には4月が入っていないと、これ理由は何なんですか。

○委員長（井上久嗣君） 佐々木主幹。

○学校教育課主幹（佐々木芳子君） お答えします。

まず、通学費補助のほうについては、昭和49年から実施しております。降雪補助につきましては、平成22年から実施しております。通学に係る児童・生徒の安全面・負担を考慮し、徒歩での通学が困難な時期である11月から3月までを補助対象期間として制度の拡大を当時図ったとなっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） 若干、補足を申し上げます。

通学補助、昭和49年からということでございます。この時点で、冬期補助ということで区分が分けられていたということでありまして、ただいま申しましたように、降雪補助については平成22年に制度の拡充を図ったときの区分の設定ということでございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 設定された年度はいいんだけど、どうして降雪に4月が入っていないのかということなんだけど。

○委員長（井上久嗣君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） 降雪期間についての設定、先ほど申しましたように、平成22年度からということでございます。制度の見直しに当たりまして、当初からは4月も含めた形でありましたが、平成22年度の段階で見直すに当たりましては、昨今の除排雪の体制のこと、そんなようなことを勘案しまして、4月、特に入学式以降ということであれば、ほとんど積雪もないという現状もあるということで、平成22年度の制度拡大のときには5月からということにしたということでございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） その年によっても違うんでしょうけれども、特に、この制度が昭和49年につくられたということで、相当年数もたっているんですけども、一つ私、思うんですけども、小学生、夏といえども4キロメートル以上には補助があって、未満にはないということで、現実、今の子供たちに、例えば、小学校の1、2年生に4キロメートル歩いて通学すれというのがどうなのかなという気もいたします。昔は児童もいっぱいいたので、皆仲よく登校して、安全も図られ、確保できたと思うんですけども、少子化になって、1人で通学をするということになれば、特に今の時期なんか暗くなっていて、安全性からも見て、この4キロメートル未満の手当は何もしなくていいのかなという気がしますので、この昭和49年に設立されたという内容について、現状に合った支給体制、補助にすべきだと思いますけれども、これについて考えをお聞きをしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

まず、その距離についてでございます。この距離の4キロメートル、あるいは中学生は6キロメートルという考え方につきましては、文部科学省から示されております通学距離の考え方というものによります。ここでは通学距離とストレスの関係を調べた研究というものが基準となっておりまして、小学校では4キロメートル以内、中学校では6キロメートル以内という通学距離の範囲では、気象に関する考慮要素が比較的少ない場合ではありますが、ストレスが大幅に増加することは認められませんというような調査研究によるものということでございます。そういった意味で、このような基準に基づいて判断をしているというところでございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） その文科省がそういう方針というか考えというのが、それ、いつごろ出

されているやつなんですか。

○委員長（井上久嗣君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） 今申し上げましたのは、文科省から、平成27年1月に、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引ということでございます。この内容につきましては、法律によつての考え方でございまして、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令というもののなかで、学校と通学距離の考え方ということで示されているという中身でございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） それに基づいているということなんですけれども、一方では、さきに話しをさせていただいたスクールバス、ハイヤー、これは統廃合によってこのバスなりハイヤーを運行させていると。実は、このスクールバス、ハイヤーのほうが4キロメートルより近い児童・生徒もいるんじゃないかと。そうなれば、統廃合になったから自動的に全てバス、ハイヤーなのかと。距離が近くてもです。その文科省の方針関係があるとするならば、うちが出しているスクールバス・ハイヤーというのも、そこに本来合わせなければいけないんじゃないですか。そうすると、遠距離通学費の補助とスクールバス、ハイヤーというのは、そこに矛盾が出てくると思うんですけれども、こちら辺の考え方はどう思っているんでしょうか。

○委員長（井上久嗣君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

確かに委員御指摘のとおり、そういったいわゆるねじれといいますか、そういった現実もあるのも事実でございます。しかしながら、学校の環境の整備ということで、この間、御案内のように統廃合を進めてきた中では、やはり地元、あるいは保護者とのお話の中で、どんな通学手段がいいのかということで議論を進めてきたという経過でございます。そういった中で、今、路線バスもなかなかないようなところについては、このようにスクールバスということにしておりまして、確かに委員がおっしゃられるように、これは通学区域でありますから、区域の境界線のところでは、かなり逆転に近いような現実もあるということは承知はしてございます。

そういった意味では、この遠距離の通学なのか、あるいは通学に関してということなのか、こういったことは少しその視点において検討しなければならないなという考えではございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 文科省によると、その4キロメートル以内にはストレスがたまらないということなんですけれども、例えば大人になると、うちの行政の職員、2キロメートル以上で通勤手当が出ています。だから、そこからすると、子供は4キロメートルストレスなくて、じゃ役所の職員は2キロメートルでストレスないのかという部分になるので、ぜひとも、何でもかんでも車に乗れとは言いませんけれども、先ほど言いました、本当に今、子供が少なくなっ

ている段階で、自宅から学校まで、例えば3キロメートルあっても1人なんだと。こういうときは本当に危険性も僕は増してくると思いますので、それは文科省は4キロメートルという基準を出しているかもしれませんが、ちょっとうちの地域に合った、やはり安全性をより確保するといった意味では、この昭和49年につくった補助対象者、この中身の距離についても保護者の方ともしっかり議論をして、今の時代に合った対象者にさせていただきたいということをお願いして終わります。

○委員長（井上久嗣君） 第2項小学校費から第14款予備費までは通告がありませんでしたので、以上で歳出の質疑を終わります。

次に、平成28年度国民健康保険事業特別会計から平成28年度農業集落排水事業特別会計までの6会計については通告がありませんでしたので、次に移ります。

平成28年度水道事業会計及び平成28年度病院事業会計について、一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） おはようございます。

それでは、病院事業会計について、経営指標を中心に質問させていただきたいと思います。

今の市立病院の経営については、改定版の改革プランを策定をして、まず経営形態の見直し、それから医療スタッフの適正配置などを含めた徹底した経費削減によって、基準内繰り出しによって平成32年度での黒字を目指すということになっています。

そこで、経営に当たっての目安となる経営指標についてですけれども、これはそれぞれの項目で経営判断する上で有効な指標になるんだというふうに思っております。そこで、経営の力を示す経常収支比率ですけれども、これの考え方は100で収支の均衡がとれていると。100を超えて多いほど経営が安定しているという読み方なんですけど、28年度の本市の市立病院の経常収支比率は100.4%。これだけの指標を見ると、堅実な経営がなされているというふうに見えるわけですけれども、ただし、これは一般会計からの繰り出しによるものであるということと、もう一つは、ここから特別繰り入れを除くと、それでも92.5%ということで高い水準になるということでもあります。

そこで、28年度、29年2月に策定した改革プランの新たな一般会計からの繰出基準ですけれども、まず総務省の基準として11項目で、改革プランでは合計で、金額でいうと、29年度の積算で7億3,700万円。それから、市独自によるもので10項目、金額で2億9,700万円ということを示しております。合わせて10億3,500万円の繰り入れ、これは基準内繰り入れとして予定をしているわけですけれども、これはこの基準に基づいて28年度決算に置きかえたとき、概算でどういう数字になるか、あるいはどういう項目になるか、まずお聞きをしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 池田市立病院経営管理課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） お答えいたします。

改定プランの中で示した中身、28年度決算に置きかえますと、まず総務省基準によるもの、これにつきましては、まず救急医療の確保に関する経費、これは大きなものになりますけれど

も、1億2,000万円になります。それから、企業債の償還に関する経費、こちらについては2億1,000万円、それから高度医療に関する経費の関係、これで1億2,500万円。そういったものを合わせますと、総務省基準でいきますと6億7,600万円ほどになります。

それから、市の独自基準に移りますけれども、市は総務省基準外になりますけれども、行政と、それから市民との合意に基づいて、補填するという部分で繰り出しをいただいている分で行きますと、大きな問題では、例えば不採算になりますけれども、療養病棟に関する経費を賄う、そういった部分で2,200万円。それから、産婦人科の経費に要する部分で2,600万円などなどございまして、最後に、経営基盤強化に関する経費ということで、これは特別繰り入れで8,000万円。それから、追加繰り入れで1億8,500万円、そういったものを含めまして、市としては3億9,500万円となります。その結果、基準額としていただいた分については、決算で10億7,172万8,000円ということになっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、結果的にこの基準内繰り入れをして、28年度決算では追加繰り入れとして、最終的に1億8,600万円を繰り入れして収支均衡を図ったという考え方で間違いないでしょうか。

○委員長（井上久嗣君） 池田課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） 委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、また改定版に戻りますけれども、改定版の12ページに、経営の効率化ということで各指標を出しております。27年度を基準として32年度、それで参考までに、全国平均、類似平均という指標がありますけれども、これは各公立病院算定基準、算出基準が統一されているかどうかということがわかりませんが、これ、もし統一されていないとしたら、これに参考までに載せるこの比率が、意味があるのかどうか、この辺もちょっと確認をしたい。

○委員長（井上久嗣君） 池田課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） お答えします。

確かに、こちらのほうでは全国平均、それから病床数が類似した病院ということで平均を載せております。これは平成26年のデータでございまして、あくまで委員おっしゃるとおり、この比率に関しては、いろいろな考え方がございます。例えば、職員の給与費が医業収益のうちどれくらいかというものを示すものがございまして、例えばそれに関しても、職員の給与費に非常勤あるいは臨時職員を含めるか含めないか、あるいは外部委託や派遣をしている部分をそこに含めないという部分でいけば、直営の病院に関していえば、かなりそこは比率が上がってしまう。そういった部分で一定の比較の対象にはなり得ないものと考えております。ただ、一つの指標として載せておりますけれども、全体を通しまして、当院では、比率ということは目安になりますけれども、今の当院の指標、それが32年度までにどのように向上さ

せるように努力していくか、そういったことを踏まえていくということで、そちらのほうを重視しているのが現実であります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今、お伺いすると、余り参考にならないということでもありますから、これはここに載せる意味がないとしたら、例えば経常収支であれば、下にもありますけれども、100%下回ると経常収支において赤字となるということですから、望ましい指標をここに載せたほうがより見やすくなるのではないかというふうに感じます。

それで次に、病床利用率なんですけど、病床のとり方なんですけれども、許可病床で計算をすると、28年度の病床利用率はどのくらいになるのか。それから、改革プランには載っていませんけれども、32年度の目標病床率はどのくらいになるのか。調べると80%以上が好ましいということが出ているんですけど、これはそういうことなのかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 池田課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） お答えします。

病床利用率に関していえば、年間の許可病床数の分に延べ日数を割ったものということになりますけれども、28年度におきましては許可病床数が178床ということで設定しております。それでいけば、利用率としては59.5%ということで、かなり低いことにはなります。ただし、その中で、看護師体制であるとか、そういったものを含めて休床分が一定あります。運用病床としては148床ということで進めてまいりましたので、それで計算しますと、75.6%ということになります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

それで、経営資料に戻りますけれども、先ほど言ったように、お聞きすると、毎月病院の内容についてかなり細かい資料をつくって検証しながら職場討議をしているということで、もう一つは、管理職を中心としてやっているということですから、もう少し簡素化してでも全体のスタッフに行き届くような指標も含めて示すべきだというふうに思います。それで、この資料にこだわるのは、全体の数字というのはなかなか日ごろから見というのは大変ですから、指標を確認をして毎月検証すると。そして、問題点がもしあれば、その時点で軌道修正をしていくというような進め方のほうが、より指標あるいは経営に対する思いが強くなるのではないかというふうに思います。

そこで、年度ごとの目標管理というのですか、指標の管理、それから、先ほど冒頭でちょっと触れました経営会議、いわゆる管理職を中心とした検討会を含めて、職員と共有する仕組みがあるんだと思いますけれども、この辺は具体的にどういうふうに進めているのか、お聞きを

したい。

○委員長（井上久嗣君） 池田課長。

○市立病院経営管理課長（池田 亨君） 周知に関しては、月1回で院長、副院長、それから各職場の職場長を集めた中で管理会議というものを開催しております。その中で、事務局のほうからは今の経営状況ということで、例えば直近月の収支のバランス、あるいは4月からの積み上げたバランス、そういったものをまず提示しております。

それから各部門からは、特筆すべき事柄、それから診療内容で変わったこと、それから問題点、そういったものを洗い出して、全体で協議して共有していくというような形をとっております。その後、職場長から各職員に周知をするということになりますけれども、当然、全体ということにはなりませんから、ポイントを絞って周知をしていく格好にはなろうかと思えます。

その中で、いろんな項目があるのですが、キーとなる共通認識としては、改革プランに示しました入院患者、これが全体で病院の中では110人を何とかクリアしないとプランの全うがいかないと、そういったことで入院患者数を具体的に共通認識として動いている状況でございます。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

いずれにしても、この市立病院は市民の健康を守るという立場でなくてはならない病院でありますから、30年4月からの経営形態の見直しも含めて、しっかり運営に当たっていただきたいということを強く申し上げて、この質問を終わります。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。十河剛志委員。

○委員（十河剛志君） 私のほうから、決算審査意見書の28ページの未収金についてお聞きしたいと思えます。

医業収益のうち、未収金の患者一部負担金を年度別に比較した表が6表で出ていますけれども、これで見ますと、過年度分の未収金については13.4%の減、104万6,930円ですか、現年度分の未収金は13.7%の増となっています。これについて、この増減内容等をお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 阿部市立病院経営管理課主幹。

○市立病院経営管理課主幹（阿部也寸志君） お答えいたします。

過年度分未収金に対します主な減額要因につきましては、平成28年度中に180万円程度の大口債権が整理されたことによるものとなっております。また、現年度未収金に対します主な増額要因につきましては、平成28年度中の3月診療分に関します入院一部負担金などの月末定期請求経費が前年度と比べて100万円程度増となっていることが要因となっております。3月診療に関します月額定期請求経費は公営企業会計の決算方法の都合上、決算締め日であります3月末日段階では入金されておらず、決算上、未収金として計上し、翌年度の過年度収入へ繰り

越され、順次入金されていくという仕組みでありまして、結果といたしまして現年度の3月診療経費が前年度と比べて増となったということになります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 未収金、少しでも少ないほうがいいとは思いますが、いろいろな要件で未収金が発生すると思います。未収のそういう理由、確認している部分で構いませんけれども、未納者の傾向や年齢とかをつかんでいるのであれば、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 阿部主幹。

○市立病院経営管理課主幹（阿部也寸志君） お答えいたします。

患者一部負担金が未収となる主な理由なんですけれども、お支払い時点で一度にお支払いできないとか、少し待ってほしいなどの御本人の都合による支払い困難が一番の原因とこちらとしては考えております。また、患者一部負担金におけます未納者の割合、構成につきましては、平成29年3月末日から繰り越されます未収金のうち、翌4月期に収入にすると予想されます未収金を除いた実質的な未収金額を基礎として、ちょっと構成のほうの比較を行ったところ、年齢別構成割合では60歳以上が6割を占め、また実質的な未収金の保有金額別構成割合では60歳以上が7割を占め、いずれも高齢世代の医療需要の高さと比例して未収金の構成に反映されているものと考えられます。

○委員長（井上久嗣君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

それで、未収金が現に発生していますので、その未収金対策としてどういう取り組みをしているかお聞きしたいと思います。

○委員長（井上久嗣君） 阿部主幹。

○市立病院経営管理課主幹（阿部也寸志君） お答えいたします。

現状といたしましては、予防対策として高額療養費制度の利用を促すほか、現に未収金となっていますこういった方々におかれましては、お電話、お手紙などで連絡するほか、直接訪問し、回収を行うなどの対策を行っております。

また、平成28年度より新たな対策といたしまして、一部の医療費債権を弁護士事務所さんへ委託し、回収業務を行っております。この業務概要につきましては、一定の基準を範囲といたしまして対象者を選定し、委託後、実際に回収した医療費の30%プラス消費税分を委託先であります弁護士事務所さんへお支払いしているといった成功報酬型の委託業務内容となっております。

○委員長（井上久嗣君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 最後に、クレジットカードの導入についてお聞きしたいと思います。

市民の方から、市立病院でクレジットカードを使えないかという声は多く聞かれます。先ほ

ど聞いた未納者の傾向と年齢構成とか考えますと、未収対策にはつながらないような状況なので、すぐに導入してくれというわけにはいかないかなとは思いますが、旭川市立病院を初め、稚内等の公立病院もクレジットカードが使えるような状況となっています。

そこで、手数料等の問題もありますから、すぐに導入というのは厳しいのかなとは思いますが、今、現に来て利用者の利便性向上のためにも、クレジットカードの導入を研究しておくとか、勉強していく、いつでも導入できるようなことをしておいたらいかがかなと思うんですけれども、その辺の見解を教えてください。

○委員長（井上久嗣君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） お答えいたします。

今、病院の医療費の支払いのクレジット決済ということで、道内の自治体病院等でも既に導入されている状況にもあります。先ほど、未納者の割合の話で高齢者が多いというところでききますと、なかなかそういった部分の解消にはつなげるというのは難しいのかな、クレジットカード決済をされる方というのはどうしても若い世代が中心になるのかなと思います。ただ、そうはいいまして、多額の医療費の支払いにそういったものを使う利便性ですとか、あるいは現金を持ち合わせないときの決済に有効に効果があるということも病院としても認識しております。ただ、導入に際しましては、やはりこれはただでそういうことができるわけではありませぬし、一般的には3%から5%の手数料をカード会社に支払いをしなければならない、あるいはシステム的な問題であります、うちの会計システムとの連動といったところでのまた経費もかかってまいります。そういった部分もありますので、現代の趨勢としてはそういったカード決済についても病院としても十分検討はしてまいりたいというふうには考えております。ただ、そういった経費の部分での問題が残っているという状況にあります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） ここで暫時休憩いたします。

(午前11時10分休憩)

(午前11時30分再開)

○委員長（井上久嗣君） 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

平成28年度決算全般について御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 昨日、大西 陽委員のほうから質問がありました商工費の開発振興対策費についてお伺いします。

これ2つありまして、1つは、特産品振興対策事業ということで、最初私、この特産品PRの中にファイターズ公式戦でのラム肉の提供、勝利投手賞が以前この中に入っていたので、このことについて聞こうと思ったのですが、今総務費のほうに移っています。こういう予算のつ

けかえといえますか、所管が変わるということはよくありまして、さほっちというのが以前、最初は総務だったのが今は経済部の所管になったり、費用のつく場所が変わっています。そういうとき、私も不勉強なんですけれども、予算のときにぜひ総務から経済部のほうに変わったとかというふうに、どこかに明記していただけると大変助かるという要望を最初に述べたいと思います。さほっちが自分で経済部に行きますとしゃべってくればいいんですけれども、そういうこともありませんので、よろしく願いいたします。

今回はこの振興対策費のサハリン経済交流事業について、より詳しくお聞きしたいと思います。実は、4年前の第3回定例会で、私、一般質問してまして、そのときの経済部長の答弁があります。このロシアとの貿易について、ロシア国家標準規格GOST-Rというのがございます。このGOST-Rの取得の手続を初め、道産ブランドへの信頼を得たものの、地場と競合する商品が低価格なため、輸送コストの軽減や流通体制の整備、通関手続の簡素化など、解決すべき課題も多くあります。このように経済部長から答弁いただいております。このGOST-R、ロシア独自の認証手続について、今は完全に生鮮食品も含めて問題なくなっているのかどうか、まず、お聞きします。

○委員長（井上久嗣君） 佐藤商工労働観光課主査。

○商工労働観光課主査（佐藤正臣君） お答えいたします。

いま現在、取り扱いを行っておりますGOST-Rの商品につきましては、以前からの取り扱いにつきましては、特に大きく変わっているところはありません。また、現在、1商品当たりの手続に係る価格につきましては、約5万円ほどかかるという形での確認をしております。以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 言わずもがなですけれども、土別の特産品、生肉、羊のラム肉なんですけれども、そういった肉についてもGOST-R認証についてはオーケーということによろしいですか。

○委員長（井上久嗣君） 徳竹商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

ただいま、GOST-Rの関係について、以前から、制度的な内容変更なしというふうにお答えをさせていただきましたが、以前、国忠委員から御質問があった際にもお答えさせていただきました。羊肉につきましては、GOST-R以前のところで国家間の輸出入の禁止については、今の段階も変更はありません。この間、ユジノサハリンスクのほうで、北海道に来て土別の羊肉含めて、北海道の羊肉をロシアに入れられるようにというふうな声をいただいているという話も聞いておりますが、現段階、制度としての変更はありませんので、羊肉については引き続き輸出できない形になっております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ちょっとラム肉、多分加工肉とかレトルトパウチの中に入った肉なら大丈夫なのかと、いろいろ思うのですが、やっぱり士別のメーンの特産品であるラム肉が持っていないのは、ちょっと残念な気がします。

それで、この成果報告書57ページにある決算額101万7,000円についてなんですが、この中に通関手数料だとかロシアとの貿易のコンサルタントに支払っている手数料的なものは幾らぐらい含まれますか。

○委員長（井上久嗣君） 佐藤主査。

○商工労働観光課主査（佐藤正臣君） お答えいたします。

今、お話のありました税関に係る通関費用等の手続ということですが、そちらの費用に関しては、旭川市の協議会のほうで取りまとめています負担金のほうに含まれており、協議会からの支出対応という形で整理されております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 金額的にはわからないですか。特に把握はしていないということですか。

○委員長（井上久嗣君） 佐藤主査。

○商工労働観光課主査（佐藤正臣君） 費用に係ります金額についてということですが、現在確認している中にありますとは、費用がかかるということは確認しておりますが、実際に輸出に係る費用につきしては確認ができていない状態であります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ロシアとの貿易については、人が渡る部分のビザについても最近は簡素化される傾向が見られますし、通関だとか、そういったコンサルタントについても、以前より手続が煩雑でなくなってきたと思いますので、そういところもなるべく安いというか、余り費用がかからないような形で貿易できたらいいなと思います。

それで、その貿易について仲介される方というのは、サハリン、ロシア側の人なのか、日本側の人なのか、ちょっとお聞きしてもよろしいですか。

○委員長（井上久嗣君） 佐藤主査。

○商工労働観光課主査（佐藤正臣君） お答えいたします。

現在取引を行います業者との確認につきましては、当協議会の中で手続を担当していただいておりますG. I. プランという会社と稚内市内にあります北友ストアという会社との手続という形で現在は取り組みを進めております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） 少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほどの御質問にありましたG. I. プランのほうにコンサル料的に払っている金額なんです

けれども、ちょっとすみません、全体として、今、加盟しています道北9市のほうで年間決まった負担金の額の中からコンサル料のほう支払いをしております。その中から、実際にG O S T - Rに係る費用についても、関税の関税の料金についても協議会の中で、全体の負担金の中から、G. I. プランのほうにそういった部分の費用も含めてお支払いをしているところであり

ります。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、4年前の第3回定例会で、私はこんなふうに言っています。

サハリンやロシア極東地方は、富裕層や中間層が増えたものの人口はまばらな地域だと。すなわち、経済的な潜在力が弱い。しかしながら、モスクワなどいわゆるヨーロッパロシアへの一里塚もしくは橋頭堡として、まず、サハリンに土別物産をという展開は間違っていないと思いますというふうに、私は今もそういう認識持っているんですけども、名寄市さんみたいにサハリンに姉妹都市があるドリンスク市とか、姉妹都市があるまちもありますけれども、土別市の場合は、サハリンに姉妹都市があるわけでもない。今、大陸部のロシアも何とていうか、非常に貿易を活発にしようという姿勢が出てきていますよね。ウラジオストクなんかも、72時間ノービザで滞在というふうに日本人がノービザで滞在というふうになっていますので、サハリンをやっぱり一里塚として、ヨーロッパロシアのほうに、土別の物産を売り込んでいくんだというような話というのは、これからの展開として考えられるのかどうか、コンサルタントに入っている方の話も含めて、ちょっと今の段階での考えがありましたら、お聞かせください。

○委員長（井上久嗣君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

昨日、大西委員の御質問にも答弁させていただきました。

今後の展開ということにつきましては、今年で5回終わった物産展、そして平成28年度からスタートしております2カ年が経過した経済交流としてのバイヤーとの商談、旅行関係者との招聘関係、そういったところの総括をしっかりとっていく中で、今後というところで、もう決定をしていかなければいけないというふうに考えておりますし、国忠委員のお話にあったとおり、土別市につきましては、過去、他市のように、ほかの地域との姉妹提携等結んでいるわけではありませんので、現段階としてはそのほかの地域にということにつきましては、土別が加盟しておりますこの道北9市の協議会の動きということを最優先しながら、まずは、ユジノサハリンスクというところのこれまでやってきたところをしっかりと検証しながら進めていくべきであろうというふうには考えております。

以上です。

○委員長（井上久嗣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井上久嗣君） 御質疑がないようですので、以上で平成28年度各会計決算認定9案件の

質疑を終了いたします。

それでは、これより採決に入ります。

初めに、認定第1号 平成28年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成28年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成28年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成28年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成28年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成28年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成28年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成28年度士別市水道事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成28年度士別市病院事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告については委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長(井上久嗣君) 以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時45分閉議)

○委員長（井上久嗣君） （登壇）委員長退任に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

平成28年度決算を審査する決算審査特別委員会が10月27日に設置され、11月8日から本日までの3日間、委員の皆様には真剣かつ熱心に審査に当たっていただき、誠にありがとうございました。

また、理事者並びに関係部局の皆様には、審査の円滑な運営に御協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

特に、答弁に立った若い主査職、主幹職の職員の皆様には、本市を今後担う世代として大きく成長して頂きたいと願う所です。

士別市まちづくり基本条例の基本理念にありますように、未来を見詰め、明るく住みよいまちづくりを進める上で、市民、議会、行政がそれぞれの役割を果たし、相互の理解と連携による地域力を発揮したまちづくりを進めるためにも、理事者の皆様には、本委員会での議論をしっかり受けとめられ、今後の市政執行に活かして頂きたいと思えます。

そして、新聞各社の皆様には、迅速かつ正確な報道に取り組んでいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

現在、議会では予算・決算の常任委員会化を検討しており、今回の決算審査特別委員長としての責務を大きく感じていた所ですが、喜多副委員長を初め皆様の御協力により本委員会の全ての日程を終えることができましたことに、改めてお礼を申し上げ、まことに簡単ではございますが、委員長退任の御挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）（降壇）

以上、本委員会のでん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月10日

決算審査特別委員会

委員長 井上久嗣

副委員長 喜多武彦

署名委員 出合孝司

署名委員 遠山昭二